

令和5年2月3日（金）
宮 城 労 働 局

宮城労働局における個人情報漏えいの発生について(最終報)

宮城労働局（局長 小林 健）は、宮城労働局において発生した個人情報を含む文書ファイルの漏えいについて、下記のとおり確認の上、必要な措置を講ずることとしましたので、概要等をお知らせします。

今般、皆様方に多大なご迷惑をおかけしたことにつきましては、改めて深くおわび申し上げますとともに、今後の再発防止の徹底を図って参りますので、ご理解の程、よろしくお願い申し上げます。

記

1 事案の概要

令和5年1月5日（木）に拾得者から「宮城労働局」と記載のある文書ファイルが落ちていたと連絡があり、直ちに、当該ファイルの内容等を確認したところ、拾得されたファイルは「平成26年度に宮城労働局に相談などがあった100弱の事案に関する情報の綴り」であったことから、個人情報の漏えいが発覚したものの。

2 漏えいした個人情報及び対応

503名の氏名、勤務先、住所、電話番号、相談内容、健康診断結果等（漏えいした個人情報は個人ごとに異なる）。

なお、連絡先が把握できる、個人情報が漏えいされた方々に対しては、順次、文書等で通知した。

3 発生経緯及びその後の経過

(1) 令和5年1月5日（木）の朝、拾得者から宮城労働局に、文書ファイルが公園に落ちていたとの連絡があったことから、当局職員が直ちに拾得者に赴き、当該ファイルを回収した。

(2) 今般、拾得されたファイルは、令和3年3月に廃棄業者に引き渡しを行って溶解処理されていたはずだったが、廃棄業者に渡す前の状態で拾得された。

4 漏えいの原因と再発防止対策

宮城労働局においては、今般の個人情報漏えいの発生原因を究明するべく、廃棄の準備作業に至るまでの業務フローを時系列に詳細に洗い出した上で、同作業に関わった当局すべての職員（退職者、非常勤職員含む）に対し、事実関係について確認を行うなどの所要の調査を実施した。

その結果、今般の漏えいにおいては、宮城労働局庁舎において、令和2年11月の時点ではファイルの存在が確認されているものの、令和3年3月の廃棄業者に廃棄書

類を引き渡す前の作業を行っていた時点ではファイルの存在が確認できなかったことから、令和2年11月から令和3年3月の間にファイルが盗難にあった可能性が高いことが判明した。なお、拾得者から当局に連絡があるまでファイルは廃棄業者に引き渡し溶解処理されていると記録されていた。犯人については現時点では不明であり、当局での調査に限界があることから、令和5年1月30日（月）に警察署に被害届を提出したところであり、引き続き犯人の特定に向けて警察署の捜査に協力してまいりたい。

漏えいの発生原因は、廃棄処理までの書類保管が不十分であったことによるものであることから、個人情報を含む文書については、施錠のできる場所への保管を改めて徹底するとともに、事務室内に防犯カメラを設置することとし、令和2年度以降の廃棄作業時において、所在のわからなくなっている行政文書ファイルがないか宮城労働局全部署において確認を行うなど、一連の廃棄処理における情報漏えい防止対策の徹底及び行政文書管理の徹底に万全を期することとする。

5 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容

現在まで、当局に、個人情報漏えいされた方々から被害の連絡や第三者からの問い合わせ等はなく、二次被害のおそれは低いものと考えられる。

【照会先】

宮城労働局総務部総務課

総務調整官 鈴木 信太郎

総務課長 高橋 和則

(代表電話)022 (299) 8833